

議案第78号

ごみ処理施設建設基金条例の制定について

ごみ処理施設建設基金条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

## ごみ処理施設建設基金条例

### (設置)

第1条 小野加東加西環境施設事務組合が整備する新ごみ処理施設の建設に必要な資金を積み立てるため、ごみ処理施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、加西市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認める場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

持続可能な廃棄物の管理及び安全・安心な市民生活を維持するため、小野加東加西環境施設事務組合が整備する新ごみ処理施設の建設に要する経費のうち、加西市が負担する費用を毎年継続的に積み立てる基金を設置するもの。(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

令和 5年12月定例会

議案等の件名	議案第78号	政策等の区分	計画・事業・ <b>条例</b>
	ごみ処理施設建設基金条例の制定について		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

持続可能な廃棄物の管理及び安全・安心な市民生活を維持するため、小野加東加西環境施設事務組合が整備する新ごみ処理施設の建設に要する経費のうち、加西市が負担する費用を毎年継続的に積み立てる基金を設置するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

根室市廃棄物処理施設建設基金条例  
 南房総市一般廃棄物処理施設建設基金条例  
 厚木市一般廃棄物処理施設建設基金条例

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	3	快適に暮らせる安全な社会をつくる
基本計画	9	快適な都市空間の創出

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 概算基金目標額(新ごみ処理施設・付帯施設・旧小野クリーンセンター解体の経費のうち加西市が負担する財源内訳) (単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
1,320,000				1,320,000

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

○概算総事業費  
 新小野クリーンセンター建設工事 28,000百万円 ・ 付帯設備工事 2,700百万円  
 旧小野クリーンセンター解体工事 900百万円 計 31,600百万円  
 ○上記金額(組合経費)による加西市財源内訳分:事業費 9,710百万円  
 交付金 2,360百万円 事業債 6,030百万円 一般財源 1,320百万円

⑧【市民参加の状況】 有 ・ **無** (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

・財政負担の平準化

担当部局	担当課	添付資料の有無
環境部	環境課	有 <b>無</b>